

令和7年

秋の火災予防運動

期間 令和7年10月20日（月）から26日（日）まで

統一防火標語 『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』



「令和7年春：小学生の防火ポスターを消防車へ掲示」

下北地域広域行政事務組合

消 防 本 部

令和7年秋の火災予防運動実施要綱

下北地域広域行政事務組合消防本部

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 統一防火標語

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3 実施期間

令和7年10月20日（月）から26日（日）までの7日間

4 実施区域

下北地域広域行政事務組合全域5市町村

（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）

5 最重点項目

- （1）地震火災対策の推進
- （2）住宅防火対策の推進
- （3）林野火災予防対策の推進

6 重点項目

- （1）防火対象物等における防火安全対策の徹底
- （2）製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- （3）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 放火火災防止対策の推進
- (6) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底

7 最重点項目の推進事項

- (1) 地震火災対策の推進
 - ア 地域における火災予防の推進
 - イ 感震ブレーカーの普及推進
- (2) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
 - イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
 - ウ 電気火災の危険性に係る広報の実施
 - エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - オ 防災品の周知及び普及促進
- (3) 林野火災予防対策の推進
 - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手續等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の実施

8 重点項目の推進事項

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
 - イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

(2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

ア 充電式電池に関する注意喚起

イ ガストーチバーナーに関する注意喚起

(3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導

イ 火気器具を使用する屋台等への指導

ウ 照明器具の取扱いに係る指導

(4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

ア 広報車等を活用し、火災予防の呼びかけ等の実施

イ 水利の確認及び、火災の延焼危険性が高い地域を中心とした巡視を行う
などの警戒強化

(5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底

ア 火災発生時に大規模な被害につながる危険性の高い地域の地域住民、
自治会及び商店街組合等の地域関係者と連携した重点的な防火指導の
実施

(6) 放火火災防止対策の推進

ア 放火火災に対する地域の対応力の向上

イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

9 実施要領

- (1) 実施にあたっては、別紙1「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」に関する広報をするとともに、別紙2「令和7年秋の火災予防運動実施計画書」に基づいて行うものとする。
- (2) 関係団体への協力依頼及び各種媒体を積極的に活用した広報を行うとともに、地域の実情に応じて消防団、幼年・少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の関係団体との連携のもとに本運動の推進と充実を図るため、消防訓練やイベント等の各種事業を積極的に実施するものとする。